

10 月

お知らせ版

発行所
春日町役場
電話 1131

インフルエンザ

予防接種始まる

毎年、全国に猛威をふるう「インフルエンザ」の流行期が近づきました。昔から「かぜ」は万病の基といわれ、夏後れで体の疲労度の高い今日この頃、いったん「かぜ」にかかると種々の余病を併発し日常生活をおびやかす原因になります。こうした病気に對して抵抗力をつけ流行を防ぐため、次により予防接種を実施しますので、液れのないようにしてください。

なお、インフルエンザ予防接種は、一回では免疫が出来ないので、必ず毎年二回予防接種を受けてください。

対象者

春日町に住所を有する二歳以上の住民全員。ただし、小中学生については期日を改めて実施します。

日 程 表

一 期 日	二 期 日	場 所
一〇月一八日	一〇月二五日	下白水公民館 春日草公民館
一〇月一九日	一〇月二六日	千歳町公民館
一〇月二〇日	一〇月二七日	昇町公民館 桜ヶ丘公民館
一〇月二二日	一〇月二八日	小倉公民館 中央公民館
一〇月二九日	一〇月二九日	若菜台公民館 須玖公民館 岡本公民館

料 金
大人(十五歳以上) 一回百円
小人(十五歳未満) 無料

日時と場所
各会場とも午後二時～午後三時三十分まで

注射料の免除について
インフルエンザの予防接種を受けられる方のうち、昭和四十六年度町民税非課税者、生活保護者は無料接種を受けられますので、生活保護者印鑑登録、非課税証明書を持参してください。(福祉課)

人口動態 (8月末)

人口	44,248人
口男女	22,492人
入出生	21,756人
出死亡	1,011人
転出	649人
転入	52人
前月比	12人
増減	402人
増減率	13,724

秋の交通安全運動始まる

「目的」
この運動は歩行者、運転者、運転者の雇主その他路上交通に関係のあるすべての者に交通安全思想の普及徹底をはかり、正しい交通ルールの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底をはかることを目的とする。

「実施期間」
自 九月二七日
至 十月六日

「重点実施事項」
・歩行者事故とくに「子どもと老人の事故防止」
a、こどもの遊び場の確保
b、生活通路など要通りの交通規制の強化

「交通安全の徹底」
c、小学校、幼稚園および保育所、老人福祉施設などの周辺道路における交通環境の点検整備
d、歩行者保護の徹底と正しい横断の歩行
e、下校後、日曜日におけるこどもの安全確保
f、幼児、老人、保護者に対する安全教育の徹底
・飲酒運転の厳禁
a、飲酒運転の誘因となる情報の排除
b、酒類提供業者に対する指導の徹底
c、飲酒運転の取締り強化 (経産課)

妊婦健康相談について

胎児と母体の明日を守るため、デリケートな出産前後の注意を全てお教えします。お気軽におこしください。

相談員 筑紫保健所 保健婦
十月二十七日(水) 役場本庁
午後一時三十分から午後三時まで
(福祉課)

〇とどいたらまずとじましよう

成人・老人病検診始まる

近年医学の発達に伴い乳幼児の死亡率、伝染性疾患による死亡率は著しく減少し、我々の平均寿命も年々延びていますが、早期発見、早期治療の必要な成人、老人病のうち特に脳卒中、ガン、心臓病による死亡は、依然として全死因の上位を独占しています。

このような恐ろしい病気を早期発見し予防するため成人、老人病検診を次により実施しますので、ぜひこの機会を利用して該当者は臆れなく受診してください。

記

・対象者 四十歳以上の住民

・料金 無料

・検診内容 問診、尿中たんぱく定性検査、尿中糖定性検査、ウ

ムビロノゲン定性検査、血圧測定検査、心電図

検査の結果、治療を必要とする人には適正な指導をします。

日時と場所

十月四日 千歳町公民館

十月五日 中央公民館

十月六日 須玖公民館

十月七日 昇町公民館

十月八日 春日原公民館

十月十一日 下白水公民館

十月十二日 岡本公民館

十月十四日 桜ヶ丘公民館

十月十五日 春日公民館

いずれの会場とも午後一時三十分から午後三時まで。

なお、どの会場でも受診できます。

(福祉課)

「不用犬のひきとり日」は

毎週(水曜日)午前 九時から

午後 四時まで

春日町役場本庁受付部してください。

なお近隣の方が迷惑されますので他の日にはひきとりません。

(福祉課)

犬には登録と注射を

秋期狂犬病予防注射および畜犬登録を次のとおり行ないますので、もよりの会場へお連れください。

注 年一回(春期登録所の方登録 年一回(春期登録所の方)は必要ありません。)

対象 生後九十日以上の大

犬を飼う人へ

最近、犬による被害が各地で発生し社会問題になってきている。

とは皆さん、すでにご承知のことだと思います。

これらは、ほとんど飼主のある犬で放し飼いされたものが集団となり人に危害を加えているのが現状です。飼主には、どんなに可愛い犬であっても、一度、野獣化すると危険がないとは絶対に言いきれません。

町内でも放し飼いの犬が多く見受けられ、いつこの危険にさらされるかわかりません。

福岡銀行 春日原支店も自動振替のご利用を

従来の自動振替取次金庫機能にあつたに福岡銀行春日原支店を開設しましたので、ご利用ください。

犬が大事な人飼が大事な人、言うことを飼主の皆さんに聞きたいものです。人間あつての犬であり飼う人の管理一つで野獣にもなり可愛いペットにもなるのです。

町では、春日町畜犬取替条例に基づき、犬の対策には努力をしていますが、住民各位の協力なしでは、この問題は解決できません。

●投棄犬は役場設置の不用犬箱に入れ、飼犬は「クサリ」でつなぎましょう。

(福祉課)

期 日	場 所	時 間
10月26日 (火)	小倉公民館	9:00~10:30
	役場本庁	11:00~12:00
	下白水公民館	13:00~14:00
	赤上公民館	14:10~15:00
	上白水公民館	15:30~16:30
10月27日 (水)	桜ヶ丘公民館	9:00~10:30
	岡本公民館	11:00~12:00
	須玖公民館	13:00~14:00
	大和町公民館	14:30~15:00
	大宝公民館	15:30~16:00
10月28日 (木)	千歳町公民館	9:00~10:30
	若菜公民館	11:00~12:00
	紅葉公民館	13:00~14:00
	春日公民館	14:30~15:30
10月29日 (金)	春日原町公民館	9:00~10:00
	春日原公民館	10:30~12:00
	東支所	13:00~15:00

※料金	昭和46年度登録料金	300円
	秋期狂犬病予防注射料金	200円
	計	500円

買物の苦情・相談は

気軽に消費生活相談所へ

(毎週 木曜日開設)

今月の苦情相談は次の日程で
行ないますので気軽にご利用
ください。(電話でも受け付け
ています。)

相談日	時間	場所
十月七日	午前10時～午後3時	春日町役場(58-1-13)
十月十四日		春日町商工会(58-1-1407)
十月二十一日		春日町役場
十月二十八日		春日町商工会

(経済課)

消費者相談コーナー

苦情相談

「フィルターのなかったハイ
ライト」
ある煙草店で買ったハイライ
トの一部にフィルターがついて
なかった。不用品は交換できな
いだろうか。
(回答)
早速専売公社にたずねました
ところ、製造のときに厳重に検
査していますが、漏れの故障
などにより不用品がたまにでき
ることがあります。

このような時は近くの煙草店
に持って行くか新しいものと取
替えることです。
今後不良品が発生しないよう
に検査をいっそう厳重におこな
う旨、回答を受けました。
また、持ってこられた不良品
は新しいものと交換して解決し
ました。

担当相談員
村上アイ子
山口 順子

(経済課)

◎くらしのメモ

今月から消費者の皆さんと密
接な関係について、消費者ニ
ュースから転載し紹介します。
インスタント食品

インスタント食品のほとんど
は、原材料の原形をどとめてな
いので、メーカーの表示を信用
して選ぶほかはないのですが、
密外見られないのが表示です。
あふれる新製品の洪水から上
手にえらび抜くためには、表示
をよく見て買ひましょう。

・乾燥食品

インスタントラーメン、めん
を速く揚げる、あるいは熱風乾
燥することによって、でん粉が
アルファ化しているため、短
時間の加熱ですぐ食べられま
す。

揚げめんは直射日光に当た
り、長時間たつと油が酸化し、
変質するので製造日付の新しい
ものほど味もよく栄養もなく、
安心して食べられます。

買ひおきできるのは製造日よ
り夏は三ヶ月それ以外は六ヶ月
を目安とします。
栄養面から見ますと、でん

粉、油類などカロライを得るだ
けのものが多く、これだけ
で一食をすませようとするのは
劣るものです。

・スूपおよびみそ汁

スूप類を身とともに真空乾
燥してあるので、水を加えて熱
すると、もとの状態にもどりま
す。
種類も多く味もよく、好みの
ものを見つければ、いそがしい
ときの食卓には便利です。

(経済課)

水道事業徴収事務委託者
の一部変更
について

水道事業徴収事務委託者が一
部変更になり、九月から次の委
託者になりましたのでお知らせ
します。
なお、委託者には水道事業督
理者発行の徴収事務委託証を交
付しておりますので不審の際は
委託証の提示を求めてくださ
い。

飯塚地区 委託者

桜ヶ丘 (旧) 森 千恵子
日ノ出県住

(新) 五方ラツキ
(水道課)

自動二輪車運転者は
ヘルメットの着用を

最近自動二輪による事故が多
くなっています。自動二輪車を
運転する人の中にはまだヘルメ
ットを着用していない人がいま
す。
自動二輪車による事故は、ヘル
メットをかぶっていない人達
に死亡、重傷事故が多いという
ことです。自動二輪車が事故な
どで転倒したときには思いがけ
ない大怪我をしていますので、
自動二輪車を運転する人はヘル
メットを必ず着用するようにし
ましょう。

(経済課)



し尿・ごみ収集業者のお知らせ

春日町内のし尿・ごみ収集・部
 高別担当業者は次表のとおりで
 す。緊急の場合は直接業者へ電
 話されるようお願いいたします。

し尿収集業者		
区 高 名	業 者 名	電話番号
下白・小 前	春日商生社 (長沢)	58-5550
大和町	山陽衛生社	092922 4418
春日 泉 町	南福岡衛生工業	58-1662
同日 本・春日 台 日 本・春日 台 日 本・春日 台 上 白・春日 台 若 葉	春日商生社 (島村)	58-2358
日 本・春日 台 日 本・春日 台 上 白・春日 台 若 葉	東 西 工 業	58-8657
日 本・春日 台 日 本・春日 台 上 白・春日 台 若 葉	佛 京 衛 生 社	09093 120548
日 本・春日 台 日 本・春日 台 上 白・春日 台 若 葉	清 光 社	09427 112237
糞 芥 処 理 業 者		
春日 泉 町 日 本・春日 台 日 本・春日 台 上 白・春日 台 若 葉	佛 京 清 掃 社	58-4205
春日 泉 町 日 本・春日 台 日 本・春日 台 上 白・春日 台 若 葉	駐 留 軍 隊 職 務 者 対 策 セ ン タ ー	57-0222

中小企業優良従業員の

表彰について

春日町では本年から中小企業
 従業員の勤労意欲向上と若年労
 働力の定着をはかることによ
 り、サービスの改善など消費者
 に密着した問題の解消、および
 町内各工業の振興に貢献して戴
 いたため、町内の中小企業に水
 勲め、業績成績の優秀な方を他
 の模範として表彰することにな

りました。
 この表彰に該当する従業員が
 勤務されている事業所は次によ
 り申請されるようお願いしま
 す。
 記
 ・ 対象事業所
 春日町内に主たる事業所(本
 社・本店等)を有する中小企

業

・ 対象従業員
 同一企業に十五年以上勤続
 し、業務上の成績優秀な従業員
 で次の各項に該当しない者

- ・ 経営者の同一家族および三親
 等以内の親族
- ・ 出資工会上において同種の表彰を
 受けた者
- ・ 申込場所
 春日町商工会
- ・ 申込期間
 昭和四六年十月五日(火)ま

児童扶養手当、特別児童扶養手当の 受給もれの方はありませんか

児童扶養手当が受給できる方
 現在、夫と死別(公的年金を
 受けていないこと)または離
 婚、夫が行方不明などで母子家
 庭となり義務教育終了前の子供
 を扶養している方に支給されま
 す。なお、父母のいない児童を
 養育している方にも手当が支給
 されます。
 特別児童扶養手当が受給できる
 方
 身体に障害のある児童(一
 級、二級)または精神に重い障

表彰の決定

町において選考のうえ決定
 し、本人へ通知いたします。
 ・ 表彰額日および場所
 昭和四六年十月十六日(土)
 春日町商工会館

- ・ その他
 申込方法その他くわしいこと
 は左記へお尋ねください。
 春日町役場経済課(五八一
 一三二)
- ・ 春日町商工会(五八一四〇
 七)

家庭内職説明会 開催について

家庭の事情や小さい子どもが
 いるため、外で働くことができ
 ず、内職をしている方が多く見
 受けられます。また内職をやっ
 てみようという希望を持って
 いらっしゃる方も多い事と思
 います。

春日町ではこのような方のた
 めに、内職の世話をしている福
 岡県内職センターに次の要領で
 内職の説明会を聞いてもらうよ
 うにしましたので、多数参加く
 ださい。

害のある児童(知能指数三五以
 下)を扶養している方に支給さ
 れます。二十才に達するまで受
 給できます。
 児童扶養手当および特別児童
 扶養手当の受給者は春日町の児
 童手当も受給できます。
 該当される方は早目に係え気
 概にお申し出ください。お問い
 合せは電話でも結構です。
 (五八一)一三二 内職八
 (福祉課)

・ 期日 十月十三日(水)
 午後二時~四時まで
 ・ 場所 春日町中央公民館
 ・ 内職の内容
 カードガン、セーター
 レヨール、ビーズ刺しゅう
 申込日は時間厳守をお願いし
 ます。
 (福祉課・社会福祉協議会)



七〇歳以上の

「老人医療費」の助成実施

・医療費助成の趣旨
春日町は、町内に住む七〇歳以上の老人の方を対象にその保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、本年八月一日から医療費（本人負担分）を助成することになりました。

・医療費助成の受給資格
老人医療費の助成を受けることのできる人は、春日町の住民基本台帳に登録され、一年以上町内に居住している七〇歳以上の老人の方（国民健康保険の被保険者または社会保険の被扶養者）です。なお、生活保護を受けている人は除かれます。

・受給資格のある人は、老人医療費助成費支給資格局を役場保険課または東支所に申請してください。

納税などは

自動振替のご利用を

○便利です
いそがしいあなたに代って、金融機関が支払います。税金などを納めるため、わざわざ税務窓口に出かけなくてすみます。支払いを忘れて督促を受けることもありません。

○方法
この制度を利用されますと、税金などの納付通知書はあなたに、納付書は直接金融機関に送られます。各期の納期にはあ



課または東支所に提出してください。届の用紙は役場保険課、東支所に用意しています。

・医療費助成費の額
病状、診療所、薬品など（以下「医療機関」という）で、保険証を使って診療、薬剤などを受けた場合に、本人の負担する額（国民健康保険の被保険者は三割、社会保険の被扶養者は五割、保険外の診療分は含まれない）を医療費助成費として支給します。

また、医療機関などで支払った額に対し、助成先などから払い戻し（附加給付、返還金など）がある場合は、この額に相当する額を差引きます。

・医療費助成費の申請手続
医療機関などで、保険診療、薬剤などを受けた場合は、できるだけ早く（三ヵ月以内）一月ごとに助成費支給申請書に医療機関の領収書ももらい、役場保険課または東支所に申請してください。

国民年金保険料
○取扱い金融機関名
春日町農業協同組合本店・各支店、筑紫中央信用組合本店・各支店、福岡相互銀行本店・各支店、西日本相互銀行本店・各支店、筑地銀行本店・各支店、福岡銀行春日原支店

○お申込みは
申込用紙は金融機関窓口か役場関係各課窓口に入れてありますので、規定の申込用紙に記入して、取扱い金融機関の窓口に出してください。

詳細は取扱い金融機関窓口か役場関係各課窓口にお問い合わせください。
(税務課)

た額に対し、助成先などから払い戻し（附加給付、返還金など）がある場合は、この額に相当する額を差引きます。

・医療費助成費の申請手続
医療機関などで、保険診療、薬剤などを受けた場合は、できるだけ早く（三ヵ月以内）一月ごとに助成費支給申請書に医療機関の領収書ももらい、役場保険課または東支所に申請してください。

助成費支給申請書は、役場、東支所、北出場所（桜ヶ丘公民館）などに用意しております。

・医療費助成費の支給
医療費助成費は、金融機関への振込または役場での窓口払いのどちらかで支給します。

金融機関は、春日町農業協同組合、光町支店、日之出支店、福岡銀行春日原支店、西日本相互銀行春日原支店、筑紫信用組合です。できるだけ、これらの金融機関へ振込みますので、本人の口座を教えてください。

なお、くわしいことは係におたずねください。

電話 五八局 一一三二番
(保険課)

もし歩くことがおっくうになり始めたら注意しましょう。足のおとろえは、あなたのすべてから若さを消してしまいます。

毎月第二日曜日を夜更そらつて「あるく日」にしましょう。
(社会教育課)

あるけ運動の

お知らせ

あなたの健康と体力を守るあるけ運動を、今月はつぎのとおり開催します。

○日 時 十月十日（第二日曜日）午前七時（雨天第三日曜日）

○目的地 光町公園

○方法 自宅から「歩いて」七時まで目的地に集合、ラジオ体操をして解散。



「住民と語る夕べ」の開催について

今日の「住民と語る夕べ」の日程は次のとおりです。

皆さん達の要望や春日町はこうありたいというなまの声を直接町政に反映させるため、多数ご出席ください。

十月の日程

日 時	対象区	場 所
十月一日	つくし台	紅葉丘公民館
十月五日	紅葉丘	紅葉丘公民館

いずれの会場も午後七時半から九時半までです。

要望があった

事後処理について

住民皆さんの要望はできるだけ早く処理するようにしています。皆さんがたから出された要望を扱います。

今月の納期は

- 町民税 第三納期
- 国民健康保険税 十月分

の納期です。
納税者の皆さん、納期内に納めましょう。

福岡市合併、隣町合併、単独市制などの将来の町の団体組織について

質 問

対話方法として、福岡市合併、隣町と合併し市制施行、単独市制、現行の町存続が考えられるが、今後その辺界を研究し、その研究資料を住民の皆さんに提供し、住民、議会、町執行部が一体となり、集約した結果によりその結論を出していきたいと考えています。

質 問

県庁移転について

質 問

県庁移転の候補地として、春日原基地が考えられているようですが、県からはまだ何の連絡も受けていない。現在、春日原

基地は、存続の方向にあるが、跡地利用については、住民皆さんの福祉を第一義に、春日町が主体性をもちょうに考えなければならぬ。選定が実施しなければ空論となるのでまず選定に最大の努力を払おう。

質 問

筑紫郡は県内で最も人口増加地域であるため、郡内の公立高校の入試が他公立高校に比較した場合、競争率が高くなっている。

また、何か所かの県庁移転候補地が考えられているが、これらの候補地は春日町と比較した場合、色々の条件で不利だと考えます。

この解消をはかるため、筑紫郡五ヶ町の町長と郡内選出の三人の県会議員と一語に亀井知事に直接面談し、事情した。知事も筑紫郡内に公立高校の新設についての必要性は認められたので、近い将来には新設のはこびとなるはずだ。

県立高校の郡内募集について

質 問

知っておきたい

水道の知識

水道メーターの

管理について

水道の検針事務は毎月月初めに検針し、その使用水量により水道料金を賦課するもので水道事業にとって最も重要な仕事です。

検針に行きますと或る家庭では検針がしやすいようにメーターボックスの中をきれいに掃除し、メーターのガラスをきれいにふいたり管理のゆきとどいた所がありますが、逆にメーターの上に物をおいたり土まじりのた

水道の一切の維持管理費はこの水道料金によってまかなわれ、検針は料金算出の基礎にな

めメーターの位置すら全く判らない家庭もあります。また、検針の際、メーター近くに犬をつないだりされますと検針が出来ず測定水量(前三ヵ月平均水量)によって料金の計算をする事になります。

経理不在のため、門に鍵をかけてある家庭があり検針出来ないことがありますが、隣家へ月始めだけ鍵をあずけられるようにしてください。

メーターの管理は規則により使用者が清潔に保管し点検や修理に支障を生ずるような物は置いてはならないよう注意を促されております。

土盛りや家の増築などによってメーター廻りの移転が必要な場合は事前に水道課に連絡して検針しやすい場所に移転してください。

メーター設置後の増築で倉庫の中や車庫の中にメーターが入ったままになっている家もありますが、このような場合は給水装置の改修命令を出し移設をしていただく事になりますのでぜひ気分をつけてください。

毎月検針がスムーズに出来るよう皆さんの協力をお願いします。(水道課)